

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 3 日 (火) 第 698 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産振興課取扱い) 1
○道路の供用の開始 (4件) (道路維持課取扱い) 2

教 育 委 員 会 告 示

- 博物館の登録 (文化財課取扱い) 3

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 3

鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示

- アサヒガニの採捕についての指示 (鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 取 扱 い) 3
○浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業についての指示 (鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 取 扱 い) 4
○うみがめの採捕についての指示 (鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 取 扱 い) 4

熊 毛 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示

- マダイの採捕についての指示 (熊 毛 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 取 扱 い) 5
○アサヒガニの採捕についての指示 (熊 毛 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 取 扱 い) 5
○浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業についての指示 (熊 毛 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 取 扱 い) 5
○うみがめの採捕についての指示 (熊 毛 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 取 扱 い) 6

内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 指 示

- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示 (内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 取 扱 い) 6

内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 告 示

- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示に基づく水域の指定 (内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 取 扱 い) 7

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 128 号

漁船損害等補償法施行令 (昭和27年政令第68号) 第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和8年3月3日から同月17日まで奄美漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和8年3月3日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 発起人の住所及び氏名
大島郡大和村大和浜17番地6 野村啓介
大島郡大和村大字大和浜51番地9 重信安男
大島郡大和村名音594 勝山仁太
- 2 加入区

大和加入区

- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
奄美漁業協同組合

鹿児島県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，令和8年3月3日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月3日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿児島蒲生線	鹿児島市川上町4157番地先から3259番1地先まで	令和8年3月3日

鹿児島県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，令和8年3月3日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月3日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	永吉入佐鹿児島線	鹿児島市上谷口町2260番1地先から2217番1地先まで	令和8年3月3日

鹿児島県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，令和8年3月3日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月3日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	原口薩摩山崎停車場線	薩摩郡さつま町久富木字椀ヶ谷1390番1地先から同町久富木字井手原1276番1地先まで	令和8年3月3日

鹿児島県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，令和8年3月3日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月3日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	宮之城祁答院線	薩摩郡さつま町船木字桑田4647番1地先から同町船木字観音平5209番1地先まで	令和8年3月3日

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第4号

博物館法（昭和26年法律第285号）第11条の規定により、博物館として次のとおり登録した。
令和8年3月3日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

設置者の名称及び住所	博物館の名称及び所在地	登録年月日
公益財団法人長島文化財団 鹿児島市武三丁目42番18号	長島美術館 鹿児島市武三丁目42番18号	令和8年2月19日
鹿児島市 鹿児島市山下町11番1号	鹿児島市立美術館 鹿児島市城山町4番36号	令和8年2月19日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第17号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和8年3月3日

鹿児島県公安委員会委員長 鱧野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 犬夜叉 F H - N F	株式会社ディ・ライト	511139
ぱちんこ遊技機	e カケグルイ～生か死か～ L T T - K R	株式会社ディ・ライト	511222
ぱちんこ遊技機	e カケグルイ L T T - N V	株式会社ディ・ライト	5P1654
ぱちんこ遊技機	P 戦国無双 N	株式会社ニューギン	510848
ぱちんこ遊技機	P A 花の慶次～傾奇一転 N	株式会社ニューギン	5P0913
回胴式遊技機	L ビッグドリーム K R	株式会社銀座	531040

鹿児島海区漁業調整委員会指示

鹿児島海区漁業調整委員会指示第7-1号

鹿児島海区におけるアサヒガニの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

令和8年3月3日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

- 1 体長制限
甲長8センチメートル以下のアサヒガニは採捕してはならない。
- 2 禁止期間
5月1日から8月31日までの間は、アサヒガニを採捕してはならない。
- 3 指示の有効期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

鹿児島海区漁業調整委員会指示第 7-2 号

鹿児島海区における「浮魚礁」(中層式魚礁を含む。ただし、鹿児島県漁業調整規則(令和 2 年鹿児島県規則第 52 号)第 4 条第 14 号のしいらづけ漁業で使用する「つけ」は除く。)の敷設及びこれを利用して行う漁業について、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 8 年 3 月 3 日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

1 敷設の承認等

- (1) 浮魚礁を敷設しようとする者は、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」により、鹿児島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
- (2) 前号の承認を受けた浮魚礁を利用して、一本釣漁業、ひき縄漁業等を操業しようとする者は、当該浮魚礁を敷設した者の利用承認を受けなければならない。
- (3) 以前の浮魚礁に係る鹿児島海区漁業調整委員会指示により敷設の承認を受けた浮魚礁で、この指示の施行の際現に存するものについては、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間は、第 1 号の承認を受けたものとみなす。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

鹿児島海区漁業調整委員会指示第 7-3 号

鹿児島海区におけるうみがめの採捕について、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 8 年 3 月 3 日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

(定義)

- 1 この指示において、「うみがめ」とは、アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイをいう。
(採捕等の制限)
- 2 鹿児島海区においては、うみがめ(うみがめの卵を含む。3, 8 及び 9 において同じ。)を採捕してはならない。ただし、次に掲げる者であって、採捕の目的、採捕を行う区域及び期間、採捕の予定数等に関して、鹿児島海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けたものについては、この限りでない。
 - (1) 試験研究の用に供しようとする者
 - (2) 増殖の用に供しようとする者
 - (3) その他委員会が特に認める者(採捕期間の制限)
- 3 2 の承認を受けた者(2 の(1)又は(2)に掲げる者を除く。次項において同じ。)であっても、6 月 1 日から 7 月 31 日までの間は、採捕してはならない。
(雌うみがめの採捕の禁止)
- 4 2 の承認を受けた者であっても、雌うみがめの採捕をしてはならない。
(承認証の交付)
- 5 委員会は、2 の承認を受けた者に対し、承認証を交付するものとする。
(承認証の携帯)
- 6 2 の承認を受けた者は、5 の承認証を自ら携帯し、又は操業の責任者に携帯させなければならない。
(承認の取消し)
- 7 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、2 の承認に条件を付し、その内容を変更し、又はこれを取り消すことがある。
(取扱要領)
- 8 この指示に定めるもののほか、うみがめの採捕の承認に関する事務の取扱いについては、

別に定める「うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領」によるものとする。

(所持又は販売の禁止)

- 9 2の承認を受けないで採捕されたうみがめ(標本及び剥製を含む。)を所持し、又は販売してはならない。

(指示の有効期間)

- 10 この指示の有効期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

熊毛海区漁業調整委員会指示

熊毛海区漁業調整委員会指示第7-1号

熊毛海区におけるマダイの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和8年3月3日

熊毛海区漁業調整委員会会長 伊東恭三郎

- 1 体長制限
全長13センチメートル以下のマダイは採捕してはならない。
- 2 指示の有効期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

熊毛海区漁業調整委員会指示第7-2号

熊毛海区におけるアサヒガニの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

令和8年3月3日

熊毛海区漁業調整委員会会長 伊東恭三郎

- 1 体長制限
甲長8センチメートル以下のアサヒガニは、採捕してはならない。
- 2 禁止期間
5月1日から9月30日までの間は、アサヒガニを採捕してはならない。
- 3 指示の有効期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

熊毛海区漁業調整委員会指示第7-3号

熊毛海区における「浮魚礁」(中層式魚礁を含む。ただし、鹿児島県漁業調整規則(令和2年鹿児島県規則第52号)第4条第14号のしいらづけ漁業で使用する「つけ」は除く。)の敷設及びこれを利用して行う漁業について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和8年3月3日

熊毛海区漁業調整委員会会長 伊東恭三郎

- 1 敷設の承認等
 - (1) 浮魚礁を敷設しようとする者は、別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」により、熊毛海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
 - (2) 前号の承認を受けた浮魚礁を利用して、一本釣漁業、ひき縄漁業等を操業しようとする者は、当該浮魚礁を敷設した者の利用承認を受けなければならない。
 - (3) 令和5年2月24日熊毛海区漁業調整委員会指示第4-3号により敷設の承認を受けた浮魚礁で、この指示の施行の際、現に存するものについては、令和8年4月1日から令和11年3月31日までは、第1号の承認を受けたものとみなす。
- 2 指示の有効期間
この指示の有効期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

熊毛海区漁業調整委員会指示第 7 - 4 号

熊毛海区におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 8 年 3 月 3 日

熊毛海区漁業調整委員会会長 伊東恭三郎

(定義)

- 1 この指示において、「うみがめ」とは、アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイをいう。
(採捕等の制限)
- 2 熊毛海区においては、うみがめの採捕（うみがめの卵の採取を含む。以下同じ。）をしてはならない。ただし、次に掲げる者であって、採捕の目的、採捕を行う区域及び期間、採捕の予定数等に関して、熊毛海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。
 - (1) 試験研究の用に供しようとする者
 - (2) 増殖の用に供しようとする者
 - (3) その他委員会が特に認める者(採捕期間の制限)
- 3 2の承認を受けた者（2の(1)又は(2)に掲げる者を除く。次項において同じ。）であっても、6月1日から7月31日までの間は、採捕してはならない。
(雌うみがめの採捕の禁止)
- 4 2の承認を受けた者であっても、雌のうみがめの採捕をしてはならない。
(承認証の交付)
- 5 委員会は、2の承認を受けた者に対し、承認証を交付するものとする。
(承認証の携帯)
- 6 2の承認を受けた者は、5の承認証を自ら携帯し、又は操業の責任者に携帯させなければならない。
(承認の取消し)
- 7 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、2の承認に条件を付し、その内容を変更し、又はこれを取り消すことがある。
(取扱要領)
- 8 この指示に定めるもののほか、うみがめの採捕の承認に関する事務の取扱いについては、別に定める「うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領」によるものとする。
(所持又は販売の禁止)
- 9 2の承認を受けないで採捕されたうみがめ（標本及び剥製を含む。）を所持し、又は販売してはならない。
(指示の有効期間)
- 10 この指示の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月 31 日までとする。

内水面漁場管理委員会指示

鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第 7 - 1 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 8 年 3 月 3 日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 福留己樹夫

1 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、鹿児島県内水面漁場管理委員会が特に定めた水域で採捕したコイをその水域及び他の水域（河川、湖沼等）に放流してはならない。ただし、採捕したコイをその場で再び放流する場合は、この限りではない。

なお、鹿児島県内水面漁場管理委員会は、当該水域について速やかに公表するものとする。

2 指示の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

内水面漁場管理委員会告示

鹿児島県内水面漁場管理委員会告示第 7 - 1 号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る令和 8 年 3 月 3 日鹿児島県内水面漁場管理委員会告示第 7 - 1 号（コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示）に基づく水域を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 3 日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 福留己樹夫

- 1 大淀川水系の鹿児島県区域の本流及び支流
- 2 肝属川水系の本流及び支流（ただし、高隈ダムから上流の区域は除く。）
- 3 思川水系の本流及び支流
- 4 川内川水系の鹿児島県区域の本流及び支流（ただし、十曾ダム及び清浦ダムから上流の区域は除く。）
- 5 天降川水系の本流及び支流
- 6 安楽川水系の鹿児島県区域の本流及び支流
- 7 和田川水系の本流及び支流
- 8 新川（鹿児島市）水系の本流及び支流
- 9 甲突川水系の本流及び支流
- 10 八房川水系の本流及び支流
- 11 神之川水系の本流及び支流
- 12 新川（指宿市）水系の本流及び池田湖を含む支流